（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第七条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十四条第七項第一号の規定に基づく書面の縦覧等とする。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第九条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十四条第七項第二号の規定に基づく書面の交付等とする。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

第五条　地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（野生生物課の所掌事務） **第十三条**　野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　特定国内種事業（種の保存法第三十条第一項に規定する特定国内種事業をいう。）並びに特定国際種事業（種の保存法第三十三条の二第一項に規定する特定国際種事業をいう。）及び特別国際種事業（種の保存法第三十三条の六第一項に規定する特別国際種事業をいう。）に関すること。 七・八　（略） 九　保護増殖事業計画（種の保存法第四十五条第一項に規定する保護増殖事業計画をいう。）の策定並びに保護増殖事業（種の保存法第六条第二項第六号に規定する保護増殖事業をいう。）の実施、確認及び認定に関すること。 十　認定希少種保全動植物園等（種の保存法第四十八条の五第一項に規定する認定希少種保全動植物園等をいう。）に関すること。 十一～四十　（略） （管轄区域の特例） **第五十二条**　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。	（野生生物課の所掌事務） **第十三条**　野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　特定国内種事業（種の保存法第三十条第一項に規定する特定国内種事業をいう。）及び特定国際種事業（種の保存法第三十三条の二第一項に規定する特定国際種事業をいう。）に関すること。 七・八　（略） 九　保護増殖事業計画（種の保存法第四十五条第一項に規定する保護増殖事業計画をいう。）の策定並びに保護増殖事業（種の保存法第六条第二項第五号に規定する保護増殖事業をいう。）の実施、確認及び認定に関すること。 （新規） 十～三十九　（略） （管轄区域の特例） **第五十二条**　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事務	地方環境事務所	区域
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第九号まで及び第十七号から第三十二号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで	東北地方環境事務所	福島県内の区域

事務	地方環境事務所	区域
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第九号まで及び第十七号から第三十二号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十一号まで、第二十一号、第二十一号及び第二十七号から第三十九号まで	東北地方環境事務所	福島県内の区域